


2日間

商標権侵害の回避と否定の理論と実務

「商標の類似」と「商標の変更」

～どこまで商標を変更すれば侵害にならないか～

難易度
中級

講師	青木 博通 氏	ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士	
日時	2024年2月15日(木)、16日(金) 13:30~16:30		

◆商品の販売前、販売後に類似する登録商標、周知・著名商標が発見された場合、どのように対応するかは企業の悩みどころとなっています。

◆このような場面に直面した場合、法律上・実務上、どのような対応策がとれるのか、「商標の変更」の方法論を中心に、どのように商標を変更すれば侵害になり、または、侵害にならないかについて、①黒、②白、③灰色に分けて、最新の裁判例に基づき解説します。

◆具体的には、語頭、中間、語尾に別の語を付加する場合、別の漢字にする場合、図形を付加する場合、日本語を英語にする場合、商号商標とする場合、文字を足す場合と引く場合等の30以上のバリエーションに分けて、裁判例に基づき解説します。例えば、Apple社は、「CORE ML」とすることで、「CORE」と非類似（足す場合）であるとの判決、ワールド社は、「WORLD」とすることで、「WORLD/ONE」と非類似（引く場合）であるとの判決を勝ち取っています。

◆また、どのように商標を変更すれば、識別性の要件をクリアできるかについても解説します。

◆「商標の変更」の方法論は、2024年4月から導入が予定されているコンセント制度（同意書制度）において、混同防止策（商標の類似度を下げる）を盛り込む必要のある同意書の作成にも参考になります。

◆最後に、商標権侵害を否定する方法として、商標の非類似、商品・役務の非類似、商標法26条（商標権の効力の制限）、商標的使用理論（商標法26条との役割分担）、権利濫用、準用特許法104条の3、並行輸入、先使用权、商標の剥離抹消・変更の概要と裁判例を紹介いたします。

◆本講座を通じて、「商標調査」の際の商標の類否判断の「キレ」も身に着けることができます。

テキストはPDFで共有させていただきます

【解説内容（予定）】

I 商標を変更した会社

II 商標の変更と商標の類似（成功例と失敗例）

30以上のバリエーションを、白、黒、灰色に分けて解説

III 商標の変更と商標の識別性（成功例と失敗例）

どのように商標を変更すれば識別性の要件をクリアできるか

IV コンセント制度（同意書制度）への活用法（商標の類似度を下げる）

V 商標の変更のタイミング

VI 商標権侵害を否定する方法

1. 商標の非類似
2. 商品・役務の非類似（リアルと仮想商品）
3. 商標的使用論（商標法26条との関係）
4. 商標法26条
5. 権利濫用・準用特許法104条の3
6. 厳くなる並行輸入（商標機能論）
7. 先使用权
8. 部品と完成品の関係
9. 商標の剥離抹消・変更
- VII 米国における商標権侵害判断基準の日本上陸

◇この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。この研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5単位が認められる予定です。（※zoomにてご参加下さい。アーカイブ視聴は単位認定対象外です。）




LIVE



ライブ配信だからその場で講師に質問可能 & アーカイブ配信も実施（各講義翌日から1週間）

・聞き逃しても安心！期間内はなんども、

・再生速度を変更可能！

受講料	会員17,850円 一般21,000円（※税込）	 申込みページ QRコード
申込	「発明推進協会 研修」で検索 http://www.jiii.or.jp/kenshu/chizaikenshu_tanki.html	
お問合せ先	(一社)発明推進協会 研修チーム TEL 03 3502 5439	